国近整猪調第 号 平成 1 5 年 5 月 2 6 日

尼崎市長 様

近畿地方整備局 猪名川河川事務所長

「淀川水系河川整備計画基礎原案」について(回答)

小満の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、河川事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿地方整備局では、河川整備計画原案策定に向け「淀川水系河川整備計画基礎原案」について、淀川水系流域委員会、住民、関係自治体の皆様へ説明を実施したところ、多数の貴重なご意見をいただきました。また、貴職におかれましても貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。つきましては、ご意見・ご質問について別紙のとおり回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 1.河川整備計画基礎原案の文章表現等についての意見

#### P14 2.4利用 2.4.4.漁業

樹林の繁茂により砂州特有の環境が失われていることに間違いはありません。 猪名川における漁獲高については、絶対量の少なさを表現したかったため、この表現になっています。

#### P20 4.2河川環境 4.2.1.河川形状

『川が川をつくるのを手伝う』という考え方を念頭に、瀬と淵や河原等多様な形状を持つ河川の復元を図ることとしています。

P21 4.2河川環境 4.2.6.生態系

P46 5.4利水 (2) 2)

『水路等』には農業用水路を含んでいます。また、『5.4利水』では『農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路と河川の連続性確保に配慮する』とし、農業用水路と河川の連続性確保を追記しました。

### P39 5.2河川環境 5.2.6.生態系

ご指摘のとおりであり、在来種を念頭においた生育環境の保全・再生を図ると同時に、直接的な外来種対策についても検討することとしています。なお、包括的な条例に関して河川管理者としても連携を図ります。

## P39 5.2河川環境 5.2.8.生物の生息·生育環境に配慮した工事の施工

『4.2.8生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工』において『工事の施工を行うにあたっては、個々の地域ごとに生物の生息・生育環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。』と記述しています。

また、『5.2.8』において、生物に配慮した工法に関し『護岸工法』と記載していましたが単に『工法』と改め、動植物のライフサイクルへの配慮に関しては、従前の記述に加え魚類等の『成育期』にも配慮する旨を記述しました。

## 2.河川整備計画基礎原案に掲載されている個別事例に対しての意見

# P33 5.2河川環境 5.2.1.河川形状 (2) 2)

水需要の精査確認を踏まえた水利権の見直しと用途間転用、既設ダム等の再編・効率的運用、渇水対策会議組織改正の調整に取り組むこととしています。

また、許可工作物の改築等については、取水に対する影響がないように、施設管理者に対して指導・助言等を行います。